

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

- ・高齢社会の進展等による高齢者等の交通弱者の増加に伴い、通院や買い物等の市民の日常生活の足の確保や社会参加機会の提供が求められている。
- ・高齢者等の交通弱者対策と公共交通空白地域の解消を推進するとともに、新市の一体的なまちづくりに資するため、地域の特性や住民のニーズに適合した持続可能な地域公共交通ネットワークを構築する必要がある。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

指 標	目標値 (令和 8 年度)	実績 (令和 5 年度)
シャトルバスの利用者数	30 人以上/日	14.8 人/日
デマンド型乗合タクシー利用登録者数	18,500 人	18,187 人
デマンド型乗合タクシーの利用者数	160 人以上/日	122.4 人/日

(2) 事業の効果

市全域において、交通不便地域の対応を図ることができ、高齢者等を始めとする交通弱者の日常生活に必要な移動手段が確保される。さらに、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・広報紙やHPでの制度の周知（加須市）
- ・利用ガイドの作成・配布（加須市）
- ・系統や便数、運行ダイヤ見直しの検討（加須市）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

別添表 1 のとおり

(案)

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図るシャトルバス及デマンド型乗合タクシーについて、その運行に係る費用総額 133,394,260 円（令和6年度予算）のうち、加須市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

利用者数等について、数値指標によるモニタリング・評価を実施

7. 別表1の補助対象事業の基準ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要
【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧
【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項
【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
【地域内フィーダー系統のみ】

別添表5のとおり

11. 車両の取得に係る目的・必要性
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

(案)

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

※該当なし

(2) 事業の効果

※該当なし

13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 **【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

※該当なし

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

※該当なし

(2) 事業の効果

※該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 **【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

※該当なし

(案)

18. 協議会の開催状況と主な議論

令和6年6月 日

地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る地域公共交通計画の認定申請について合意を得られた。

19. 利用者等の意見の反映状況

- ・加須市地域公共交通会議に、住民及び利用者の代表が委員として参画し、加須市地域公共交通総合連携計画を策定した。
- ・新たなコミュニティバスの導入に向けた地域別の懇談会の開催、既存コミュニティバス利用者等に対するアンケート調査、加須市地域公共交通総合連携計画案に対するアンケート調査などを行い、市民意向を加須市地域公共交通総合連携計画に反映した。
- ・運行開始後における市民の意見・要望等データ等を基に、より利便性の高いコミュニティバスの運行に向け、加須市地域公共交通会議を開催し協議を行っている。
- ・上記の加須市地域公共交通会議の協議を経て、平成25年6月からデマンド型乗合タクシーの運行方法の見直しを、同年10月からシャトルバスの運行経路延伸及び停留所の増設を実施した。
- ・デマンド型乗合タクシー（中エリア）において、希望の便の予約ができない場合が発生していたことから、利用者のニーズに応えるため、平成28年4月から運行車両を1台増車した。
- ・新たに整備された県道を活用し、路線バスの廃止による影響を受けた地域住民の利便性の向上を図るとともに、医療機関への移動手段の確保を図るため、平成28年7月からシャトルバスの運行経路変更及び停留所の増設を実施した。
- ・大型商業施設（ピアシティ大利根）の新設に伴う利用状況を鑑み、エリア外乗入ポイント（北エリア→中エリア）の増設を実施した。
- ・令和4年1月からシャトルバスの運行経路変更及び停留所の増設と、デマンド型乗合タクシーを中エリアと南エリアに1台ずつ合計2台の増車を実施した。
- ・加須市地域公共交通会議において、令和4年3月に加須市地域公共交通計画を策定した。
- ・令和4年6月の済生会加須病院の開院にあわせて、シャトルバスの同病院への乗り入れを開始した。また、デマンド型乗合タクシーのエリア外乗入ポイント（中エリア→南エリア）に同病院を追加した。
- ・令和5年2月からデマンド型乗合タクシーの現在地確認や、到着5分前通知機能が搭載された予約アプリを導入した。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）埼玉県加須市三俣二丁目1番地1

（所 属）加須市 総合政策部 政策調整課

（氏 名）関根 徹・中川 龍之介

（電 話）0480-62-1111（内線 348）

（e-mail）seisaku@city.kazo.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらずとも差し支えありません。実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。